

第 8 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成22年11月22日

(平成21年度決算)

(収入未済の集中審議)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成22年11月22日(月曜日)

午前10時0分開議

午後0時22分閉会

本日の会議に付した事件

平成21年度収入未済等について

出席委員(11人)

委員長 馬場 成志
 副委員長 溝口 幸治
 委員 児玉 文雄
 委員 村上 寅美
 委員 鬼海洋 一
 委員 中原 隆博
 委員 大西 一史
 委員 九谷 弘一
 委員 内野 幸喜
 委員 高木 健次
 委員 増永 慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

次長 楢木野 史貴
 税務課長 出田 貴康

健康福祉部

次長 本田 恵則
 次長 松葉 成正
 少子化対策課長 福島 誠治
 障害者支援総室長 東 泰治

商工観光労働部

商工労働局長 田中 伸也
 商工金融課長 福島 裕

農林水産部

次長 梅本 茂

次長 大薄 孝一

団体支援総室長 牧野 俊彦

首席農林水産審議員兼

農村計画・技術管理課長 宮崎 雅夫
 土木部

次長 鷹尾 雄二

港湾課長 湯山 修市

住宅課長 澤井 健次

教育委員会

次長 岩瀬 弘一

高校教育課長 瀬口 春一

人権同和教育課長 川上 修治

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 富永安 昭

首席会計審議員兼

会計課長 田上 勲

監査委員事務局職員出席者

事務局長 林田 直志

監査監 山中 和彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 堀田 宗作

議事課参事 小池 二郎

午前10時0分開議

○馬場成志委員長 それでは、ただいまから第8回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、審査の取りまとめを行う予定にしておりましたが、これまでの質疑の中で、特に収入未済、不納欠損に関する説明が一部十分ではなかったと感じました。

債権管理は財政上重要な問題であり、まず未収金等の現状が把握されていなければ、十分な対策も立てられないと思います。こうし

た視点に立ち、本日は、審議が十分でなかった一部の部局について、未収金の現在の状況や今後の取り組みについて説明を受け、改めて審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、資料に沿って関係課長から説明を聞いた上で一括して質疑を行いたいと思います。

税務課から順に説明をお願いします。

○出田税務課長 税務課長でございます。座って説明させていただきます。

資料の1ページでございます。

県税の平成21年度歳入決算の状況でございますが、調定額、左から3番目の欄でございます。1,434億2,494万円余に対し、次の収入済み額が1,375億7,094万円、不納欠損額が2億7,363万円余でございます。差し引き、収入未済額が55億8,036万円余となっております。

なお、収入済み額は、予算現額を15億6,599万円余上回っております。

2ページをお開きください。

収入未済額の過去3年間の推移を税目ごとに示しております。

まず、最上段の個人県民税でございます。

平成19年度の29億9,333万円余から、平成20年度が36億3,544万円余、平成21年度が40億3,124万円余と大幅に増加しているところでございます。これは、平成19年度、国から地方への税源移譲が行われまして、所得税から個人県民税へのつかけあが行われました。その関係で、個人県民税の税率が引き上げられた関係による影響が大きい要素となっております。

そのほかの税目の収入未済額につきましては、減少または横ばい傾向にありますが、件数が多く、県の徴税業務の中心となっております自動車税の収入未済額につきましては、平成19年度の7億5,994万円余から平成21年

度の6億2,490万円余ということで、圧縮することができております。

3ページでございます。

平成21年度の収入未済額の状況でございます。

税務課のこの表につきましては、他課の表と若干表頭の部分が異なっておりますので、御説明をさせていただきます。

まず、納税交渉中とっておりますのが、この平成21年度の出納閉鎖の期間で納税交渉をしている、つまり、納税義務者に対し催告を行っている段階で、いまだ納付がないもの、あるいは一部だけ納付があったもの、所在不明のもので調査中のもの等を含んでおります。次の欄の分割納付中でございますが、これは、分納誓約書をとった上で定期的に分割納付中のものでございます。法的措置といえますのは、納税者の財産を差し押さえており、換価処分の前であるものを指しております。執行停止につきましては、財産がない、あるいは生活が困窮状態にある、所在不明の場合で、滞納処分の執行を停止しているものということでございます。

まず、一番上の段の個人県民税についてでございますが、この個人県民税につきましては、市町村が賦課徴収をしている関係から、この納税交渉中、分割納付中等の内訳が不明でございます。執行停止中のものにつきましては、1万7,815件、2億4,422万円余という報告を受けているところでございます。

その他の税目でございますが、下から2段目でございます。

まず、右側の合計欄からごらんいただきますようお願いいたします。

合計の欄でございます。2万3,994件、金額で15億4,912万円余が未収金となっております。そのうち、納税交渉中のものが1万7,367件、金額にして10億4,348万円余になります。分割納付中が746件、3,770万円余、法的措置が1,307件、2億8,796万円余、執行停止

中のものが4,574件、1億7,997万円余となっております。

次、4ページでございます。

まず、上の段の未収金対策でございます。

①、②にありますとおり、預金差し押さえ、あるいは悪質滞納者に対する搜索を含めた財産調査などを行っておりますほか、特に、2ページのところで御説明しましたとおり、個人県民税の未収金額が増加しておるという状況でございますので、③のとおり、地方税徴収特別対策室というのを設け、市町村からの派遣研修生とともに徴収に当たったところでございます。実績としては、そこに書いてございますとおり、預金、給与差し押さえ、6,085件、搜索件数が628件、こういった活動を行っているところでございます。

平成22年度でございます。

右側の欄でございますが、ここでは、2番の個人県民税の徴収強化について御説明を申し上げます。

まず、(1)の個人住民税の特別徴収制度促進策云々という項目でございます。これは、特別徴収、すなわち源泉徴収と普通呼ばれておりますけれども、給与所得者については、所得税等は源泉徴収により徴税されておるわけでございますが、住民税については源泉徴収をしていない事業者も少なくないところでございまして、この特別徴収、源泉徴収を普及することによって確実に納期内の納税が行われ、未収金発生の抑制にも寄与することが期待できるものでございますので、現在、市町村とともに、団体や企業を直接訪問し普及促進を図っているところでございます。

(2)でございます。

地域版滞納整理機構や市町村単独での県と連携した滞納整理強化というところでございます。

ちょっと順番が相前後しますが、個人県民税の税収、あるいは未収金の半分を超えるシェアを持ってございますのが熊本市でござい

まして、熊本市につきましては、本年度は、熊本県税事務所に専任の職員3名を配置しております。熊本市と一緒にこの個人県民税の徴収に当たらせておるところでございます。

そのほか、上益城、阿蘇地域におきましては、既に地域版滞納整理、これはいわゆる地域版滞納整理機構でございますが、市町村同士が連携して、ここの支援を各地域振興局で行っておるといのが大きな取り組みでございまして、その他の市町村につきましても、(3)、(4)で書いておりますが、職員派遣であるとか、地方税法第48条による、これは直接県が個人県民税を徴収するという手続でございまして、こういった事柄に取り組んでいるところでございます。

このほか、自動車税等の徴収の効率化なども行いながら、未収金対策に努めているところでございます。

最後に、21年度、下段でございます。

具体的な未収金の取り立ての事案の例として、ある宿泊施設の不動産取得税滞納事案の経過を掲げております。これは平成20年度の課税案件ではございますが、高額であり、この中でいろんな手段を講じて取り立てを行ったということで、事例として挙げております。

②でございます。

まず、平成20年の秋に不動産の差し押さえを行いました。その後順次預金等の調査を行いまして差し押さえを行っておりますが、当初、①に戻りますけれども、課税額が2,174万円余りということで高額でございましたので、なかなか即時完納することができません。そこで、1月以降、分割の納付等を約束いただいたんですけども、不履行であったために、さらに搜索を行いまして、動産、現金、自動車等の差し押さえを行いました。あわせて、債権差し押さえも行って、ここに書いてございますが、旅行クーポンの代金が、毎月この旅行クーポン取扱業者から振り込ま

れてまいりますものをおさえたりと、そういったことで丹念に、分割といいますか、徴収をしながら、最終的には、右の欄の一番最後になりますけれども、本年の10月までに完納となった事案でございます。

こういう取り組みを税務課はやっておりません。

税務課からの説明は以上でございます。よろしく御審査をお願いします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課の福島でございます。座って説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

当課の未収金の関係は、児童保護費負担金でございます。

備考に書いてございますが、児童福祉法に基づきまして、児童養護施設や乳児院等へ児童が入所した場合に要する費用の一部を保護者から、所得に応じ、徴収するものでございます。

21年度は、調定額7,200万円余に対しまして、収入済み額が2,100万円余、不納欠損額が590万円余、収入未済額が4,500万円余となっております。

3カ年の推移が2番に載せております。19年度が合計で3,200万円余、20年度が3,900万円余、21年度が4,500万円余ということで、増額傾向を示しております。過年度分の徴収がなかなか進まず、さらに現年度分がふえているということで、増加している傾向にございます。

原因等については、以降のページで御説明させていただきます。

6ページをお願いします。

21年度の収入未済額4,500万円余の内訳でございます。

まず、一番左、分割納付中でございますが、これは、平成21年度中に少なくとも一度は納付した方を載せております。全体293人

中111人でございます。

それから、真ん中の生活困窮欄には、現在生活保護世帯の方、あるいは住民税の非課税世帯の方でお支払いがあっていない方々でございます。133人に対して1,300万円余でございます。あと、所在不明ということで11人、98万2,000円でございます。一番右が非協力的ということで38人、1,600万円余でございます。ここの対策が一番重要ではないかと考えております。

続きまして、4番の未収金対策及び具体的な取り組み事例でございます。

まず、21年度でございますが、徴収促進方策といたしまして、本件につきましては、徴収専門員、非常勤でございますが、嘱託職員として1名配置をいたしております。

現在入所中の児童に係る保護者につきましては、児童相談課の児童福祉司が中心に対応しております。既に退所して滞納したままの方々につきましては、この徴収専門員が主に対応しております。いずれにしましても、電話、文書、訪問等による催告を両方で徹底をいたしております。特に、その1名の徴収専門員につきましては、週29時間勤務ではございますが、そのうち約半分は、この夜間、早朝に対応いたして頑張ってもらっております。

続きまして、滞納者の生活環境、住所移転、あるいは仕事の変更、それから行方不明などの情報収集に努めているところでございます。収納が見込めないもので時効が到来したものについては、不納欠損処分を一部実施しております。

それから、徴収強化月間ということで、年末の一斉催告強化月間ということで、11月から12月、やはり12月が一番、ボーナス時期になりますし、収入が入りやすいということで、12月に一番重点的に取り組みをやっております。

それから、過年分を2月、3月に、さらに

徴収強化月間ということで頑張っております。それから、現年分につきましては、出納整理期間、4月、5月についても徴収強化月間ということで取り組んでおります。

続きまして、未収金発生未然防止対策ということでございますが、やはり最初が肝心でございますので、入所措置時に児童保護費負担金の制度及び趣旨を丁寧に説明しまして、理解を得るとともに、口座振替の勧奨も行ってしております。全国では、以前調査したときは10県ほどしかまだ取り組んでおらないようでございますが、本県、口座振替の勧奨も行っているところでございます。

続きまして、右側、平成22年度でございますが、ただいま説明しました取り組みに加えまして、新たな取り組みを御説明させていただきます。

1点目が、債権管理の徹底ということで、徴収専門員については引き続き配置しておりますが、新たに、本年度から、債権管理のための臨時職員を1名配置しまして、滞納者の一覧表を作成してもらっております。その上で、個々の事案の現状と課題を整理し、対応策を所を挙げて検討してもらっているところでございます。

続きまして、滞納処分等でございます。

今年度から滞納処分を実施するとの方針を既に決定いたしましたところでございます。滞納案件に対しましては財産調査を徹底しまして、支払い能力がありながら納入意思が見られず、任意の徴収が困難と認められる滞納者に対しましては、強制徴収、差し押さえ等を実行したいというふうに考えております。

ただ一方で、財産等調査の結果、財産もなく支払い能力がない者や行方不明者については、滞納処分の執行停止を実施決定して、要は、管理をきちっと分けていきたいと思っております。継続的に状況調査を行いまして、3年間同様の状況が続けば不納欠損処分を行っていくということで考えております。

続きまして、7ページでございます。

具体的な取り組み事例でございます。

2年間納入がなく、早朝、夜間を問わず訪問しましたが面会できていなかった、いわゆるドタキャンされているケースで、思い切って職場訪問をしまして催告したところ納入が開始され、その後も納入が継続している例がございます。

続きまして、催告を行ってきたが納入に応じなかった世帯に対しまして、上手に収入が入る日を聞き出しまして、その日から日を置かずに訪問した結果、一部納入に結びついたケースもございます。

次は、離婚、再婚、転居を繰り返すなどの所在確認が困難な事例におきまして、地元の民生委員、あるいは近隣住民の方々から聞き取ったりしまして、あと、市町村との連携により所在を確認し、催告を行った結果、納入が開始されております。

次に書いておりますが、入所措置世帯には全体的に低所得世帯が多うございます。生活保護世帯、あるいは住民税の非課税世帯が全体の7～8割を占めております。そういう中で、児童保護費負担金は、前年の所得をもとに認定することから、経済環境の悪化や疾病による失業や収入の減、あるいは離婚、再婚等生活環境の変化による収入の減や子供に対する責任感の希薄化等によりまして、支払いが滞るケースが発生しやすくなっております。また、児童虐待による入所措置の場合は、一部の保護者では、しつけであると主張し、入所措置に対する理解不足から、払いたくないという方がおられるなど、徴収困難な事例が多くなっております。

右側でございますが、児童養護施設の入所児童の父親、これは入所同意をなかなか御承知されない方でございますが、そういう方々につきましては、当然再三の催告を行ってやるわけですが、なかなか面会もできないという中で、父親が在宅していると思われる日曜

日等に予告なしに家庭訪問しまして、負担金の趣旨を説明し、何とか分納での支払いをやっていただくようなケースがあっております。

また、催告を行ってきたが納入に応じなかった世帯に対しまして、納入義務者の母親に説得を依頼しまして、それが功を奏し、2年半ぶりに納入が開始されたようなケースもございます。

次は、先ほど申し上げました、今年度から滞納処分を実施するとの方針を決定いたしておりますので、その決定に伴いまして、福祉総合相談所職員の実務対応のために、税務課の協力を得まして研修を行っております。また、あわせまして、一部市町村に対しまして、高額滞納者の所在及び同居親族確認のための住民票照会、さらには不動産等の資産の有無の照会に着手をいたしております。今後、調査対象者の範囲を順次広げていくとともに、差し押さえも視野に入れた交渉を行うことによりまして、納付に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

児童保護費負担金でございます。

ただいま少子化対策課からも説明がありましたが、児童措置に伴う保護者負担金のうち、障害児にかかわる分でございます。

1の平成21年度歳入決算の状況でございますが、調定額2,156万1,000円に対しまして、収入済み額506万9,000円、不納欠損額448万7,000円、収入未済額1,200万5,000円でございます。

不納欠損額につきましては、時効により消滅したものについて不納欠損としたものでございます。

2の収入未済額の過去3カ年の推移でござ

いますが、平成19年度2,040万円、そして21年度は1,200万5,000円と大きく減少しておりますが、これは、平成18年10月から、障害者自立支援法の施行によりまして、それまですべて措置となっていたものが、養護性の高いケースのみ措置となったことによりまして、負担金自体の発生が大幅に減少し、新規滞納が減少したことによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

3の21年度の収入未済額の状況でございますが、件数の欄、未納者の人数で記載しております。21年度末の未納者数は全体で61人、そのうち、分割納付中が4人で68万2,000円、生活困窮が52人で973万5,000円、非協力的・債務の否認等が5人で158万8,000円となっております。

なお、生活困窮に分類いたしました分は、市町村民税非課税世帯分を計上したものでございます。

4の未収金対策及び具体的な取り組み事例でございますが、実務を福祉総合相談所で少子課対策分とあわせてやっている関係で、対策は少子課対策分とほぼ同じ内容となっておりますけれども、未収金対策としては、21年度につきましては、①年末、年度末に徴収強化月間を設け、電話、訪問等による催促を集中的に実施いたしました。

②といたしまして、電話、文書、訪問による催告を徹底するとともに、徴収専門員を活用した取り組みを行ったところでございます。

また、③未収金の未然防止策といたしましては、入所措置時点で制度の趣旨を丁寧に説明し、負担金納付について理解を求めるよう努め、あわせて、負担金納付に関しまして口座振替の推奨を行ったところでございます。

22年度につきましては、21年度の取り組みに加え、さらに踏み込んだ対策を実施することとしており、先ほど少子化対策課からもありましたが、児童福祉法の56条の規定によ

り、地方税法及び国税徴収法に基づく強制徴収を視野に入れた取り組みを実施するとの方針のもと、④で記載しておりますように、全滞納案件につきまして、財産調査を徹底し、執行停止が相当とされる事案につきましては、執行停止を行うとともに、必要により差し押さえを実施していくこととしております。

また、あわせて、③で記載しておりますとおり、納付誓約分納を行わせることにより、時効中断措置をとり、適正な債権管理に努めてまいることとしております。

なお、具体的な取り組み事例といたしましては、下段に記載しておりますとおり、平成21年度につきましては、いずれも粘り強く交渉を行いました結果、分納に結びついたという事例がございます。分納が開始されることにより、時効中断が図られたものでございます。

22年度の事例につきましては、入所者の通帳を施設が管理している事例が発見されたため、その上段に書いていますけれども、施設を交えて保護者との話し合いの結果、3件、101万7,000円の滞納分の徴収が完了したものでございます。

以上、障がい者支援総室からの説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○馬場成志委員長 次に、商工振興金融課であります。11月8日の委員会における課長の発言について訂正の申し出がっておりますので、それもあわせて説明を願います。

○福島商工振興金融課長 商工振興金融課の福島でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の説明に先立ちまして、まず、さきの委員会における私の発言に一部誤りがありましたので、委員長の許可を得まして訂正させ

ていただきます。

児玉委員の質問に対しまして、高度化事業の場合、農業振興地域であっても地目変更せずに共同店舗を建設できる旨のお答えをいたしました。これは、農振地域を市街化調整区域と勘違いしてお答えしたものであり、児玉委員の御指摘のとおり、高度化事業であっても、農振地域の農振除外及び農地転用手続が必要でございます。

なお、市街化調整区域におきましては、高度化事業の認定を受ける開発共有行為は許可されますが、後にこの土地を売却する場合、買い受け者は、当初認可を受けました高度化事業と同じ業種以外の使用が禁じられているということでございます。

ここにおわびと訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、説明資料に基づき説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

平成21年度歳入決算の状況についてでございます。

中小企業振興資金特別会計の諸収入でございますが、収入未済額は、償還元金21億3,317万円余、償還利子1,845万円余、延滞違約金1億4,376万円余、合計の22億9,538万円余となっております。

これは、高度化資金と設備近代化資金につきまして、貸付対象先の倒産や事業不振のため、償還困難となっているものに係るものでございます。

次に、収入未済額の過去3カ年の推移でございますが、平成19年度の収入未済額は、過年度分21億477万円余と現年度分291万円余の合計21億760万円余でございます。

現年度分につきましては、償還がおくられておりました高度化資金の1貸付先におきまして、平成19年7月に、元金、利息が完済されたことに伴い、延滞違約金の額が確定したものでございます。

平成20年度の収入未済額は、過年度分のみで20億9,592万円余となっております。債権差し押さえ、配当金等の回収により、平成19年度と比べ1,176万円余減少しております。

平成21年度の収入未済額は、過年度分20億9,110万円余と現年度分2億428万円余の合計22億9,538万円余でございます。平成21年度中に平成20年度と同様に1,121万円余を回収しておりますが、新たに高度化資金におきまして2貸付先の延滞が発生したことによりまして、平成20年度と比べまして1億9,946万円余増加しております。

なお、高度化資金におきます新たな延滞先としましては、平成13年度以来8年ぶりの発生となっております。近年の急激な景気悪化の影響もあるものと思われま。

資料にはございませんが、若干補足説明させていただきます。

まず、高度化資金につきましてでございますが、昭和40年の制度創設以来、557貸付先に総額1,133億5,300万円の貸し付けを行い、このうち、約9割の501貸付先では既に償還が完了しており、平成21年度末で56貸付先で償還が継続しております。

なお、貸付総額1,133億5,300万円に対しまして、収入未済となっている元金の割合は1.9%でございます。九州平均の2.9%に比べまして1%ほど低くなっております。

次に、設備近代化資金でございますが、こちらは設備ですので、件数となりますが、昭和31年の制度創設から新規貸し付け終了の平成11年度末まで、3,250件、130億2,800万円の貸し付けを行い、このうち、3,239件で償還が完了しており、平成21年度末で11件の貸し付けが継続しております。

なお、貸付総額130億2,800万円に対し、収入未済となっております元金の割合は0.3%でございます。九州平均の0.5%と比べて低くなっております。

12ページをお願いいたします。

平成21年度収入未済額の状況について御説明いたします。

収入未済を生じております貸し付けのうち、現在分納中の貸付先は、高度化資金で8貸付先、設備近代化資金で8貸付先の合わせて16貸付先で、22億4,253万円余となっております。このうち、収入未済が最も多い貸付先は、平成4年度に延滞が発生しました食肉加工処理業の9億1,884万円余でございます。このほか、2億円前後で4貸付先が滞納となっております。この5貸付先で総額18億4,199万円余の収入未済となっております。

いずれの貸付先も、破産廃業し、担保物件の競売も行ってございまして、延滞発生から長期化した現在、高齢化した連帯保証人が返済を続けている状況でございます。

次に、法的措置を行っている貸付先でございますが、平成21年度に延滞となりました高度化資金の1貸付先で2,816万円余でございます。県では、現在、担保物件の競売手続中でございます。

生活困窮状態にあります貸付先は、償還元金において設備近代化資金で2貸付先、延滞違約金におきまして高度化資金で3貸付先の、合わせて5貸付先で2,269万円となっております。

また、未収先の22貸付先のうち、事業を継続中が5貸付先、倒産廃業等が17貸付先でございます。

また、高度化資金につきましては担保を徴収しておりますが、事業継続中のものを除きまして、すべて担保物件の処分手続を終了し、未収金に充当しております。

次に、未収金対策の具体的取り組みについて御説明いたします。

平成21年度の未収金対策でございますが、年度当初に未収金対策基本方針を策定、随時臨時の個別未収金処理方針の見直しを行うとともに、毎月初めに課内検討会を行いなが

ら、年間139件の訪問面談による収入・資産保有状況等の把握や返済督促等をきめ細かく実施いたしました。また、懸念先のみならず正常債権先も含め、中小企業団体中央会と連携した巡回助言や、中小企業基盤整備機構等の支援制度を活用したアドバイザー派遣による経営支援を行っております。

平成22年度におきましても、これまでと同様、延滞先の経営状況等に応じた催告、債権差し押さえや担保権の実行などで可能な限り回収を行っております。また、今年度は、無資力により、努力を尽くしてもなお回収困難と判断される債権につきまして、債権放棄による未収金整理を行う方向で具体的な検討を進めております。

13ページをお願いいたします。

具体的な取り組み事例についてでございますが、平成21年度におきましては、法的措置としては、新たに発生した未収先について担保物件の競売手続を実行中であり、あわせて、平成20年度に発生、実施した給与差し押さえについても取り立てを継続しております。また、誠意が見られない連帯保証人に対し粘り強い交渉を行うとともに、公正証書の送付などをしました結果、新たに3名が分割納付を開始するという事例がございました。しかし一方で、延滞が長期化し、連帯保証人等も高齢化し、年金から少額の返済を行っている方も6名いらっしゃるという状態もございます。

平成22年度の取り組み事例といたしましては、中小企業基盤整備機構の調査・アドバイザー事業を利用して、延滞先の回収可能性の調査を実施しております。また、貸付先の組合員が倒産し、当該企業の高度化資金の返済が滞るおそれがありましたが、中小企業機構や組合と協議し、連帯保証人5人による弁済により、未収金の発生を未然に防ぐことができました。

以上、収入未済額の説明についてござい

ますが、中小企業振興資金は、県内の中小企業の経営基盤の強化や事業活動の活性化に資する金融支援制度であり、意欲ある中小企業者に対しては、商工会、商工会議所などの商工関係団体と連携をとりながら、経営実態や地域の実情に合意したきめ細やかな指導、助言を行いながら、適当な経営支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○馬場成志委員長 まだ全体の説明の途中でありますけれども、ただいまの商工振興金融課長の説明のうちに、発言訂正の説明について何か質問はありますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 それでは、商工振興金融課長から説明のありました発言訂正の申し出については、会議記録の整理を含めて私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 それでは、そのようにさせていただきます。引き続き説明をお願いします。

○牧野団体支援総室長 農林水産部団体支援総室でございます。

説明資料は14ページ以下をお願いいたします。

まず、14ページでございますが、団体支援総室では、農林漁業関係の3つの制度資金につきまして、貸付金の未収金がございます。これらの資金は、大体新技術の導入とか、それから経営改善とか、そういうふうな場合に無利子で支援をするというものでございますが、未収金の状況が、14ページの表のような状況になってございます。

なお、一番下の貸付金延滞違約金というのがございますが、これは沿岸漁業の改善資金で、元金が完納されましたけれども、延滞金

については、ちょっと待ってくれということで一部未収になったものでございます。

未収金の状況は以上のようなものでございますが、15ページをお願いいたします。

上の方が収入未済額の過去3年の推移ということでございます。

上から3段目の沿岸漁業資金におきましては、平成20から21にかけては少しずつ減少というふうな状況でございますが、農業と林業につきましては増加しているところでございます。これにつきましては後ほど御説明しますけれども、できるだけ分割納付でも納付いただくというふうなことで取り組んでいるところでございまして、新しい償還期限が到来する債務者、それからまた、新たに延滞に陥る債務者がある場合に残高が増加するというふうな傾向になっております。

なお、中段、上から2段目の林業・木材につきましては、平成20年の現年度分と、表のど真ん中ですが、2,209万8,000ということで、ちょっとここで大きく出ております。これは、案件としましては、林産物、シイタケなんですけれども、この生産事業に関して貸し付けておりました案件で、償還期間、当初はうまくいったんですが、この20年近くなりまして、生産がちょっとうまくいかないということで、滞納がちになりまして、平成20年に大きく出たというものでございます。その影響が大きいというふうに考えております。それから、その下の表でございますけれども、21年度の収入未済の状況ということで分類をしております。件数は人数でとっております。

まず、一番上の農業改良資金でございますけれども、これにつきましては、一応分割納付ということでお願いしている分8件、それ以外が一応6件ということでやっております。それ以外ということで生活困窮等を入れていますが、合計で農業改良資金14件と。分割納付の8件のうち2件につきましては、連

帯保証人を絡めて回収をお願いしております。それから、この時点でまだ分割納付に入っておりません6件のうち3件につきましては、平成22年度に入りまして分納をいただいているというふうなところでございます。

農業改良資金は14件でございますが、地域振興局で主に担当していただいております。この延滞となった要因といったものが、地域性はないのかという話もございましたので、見てみましたんですが、14件という件数、少ないというのでもございますが、大体やっぱり当初の事業計画が予定どおりっていないという経営悪化がほとんどでございまして、また、品目も個別に見ていきますと多種多様でございまして、特段の傾向というふうなものとはちょっと把握できない状況でございました。

それから、次の林業改善資金でございますが、表の上から2段目ですけれども、総数5件でございます。大体分割納付いただいているところでございます。

それから、その下の沿岸漁業資金ですけれども、総数が8件ですけれども、そのうち、左の方から4件は大体分割納付いただいております。それ以外が4件ございます。ただ、この時点でまだ分割納付に入っておりませんこの4件、それ以外の4件につきましても、うち2件につきましては、22年度には分納いただいているというふうな状況でございます。

それから、次の16ページと17ページになりますが、未収金の対策ということでございます。

まず、16ページの表の左側、21年度の取り組みということでございますが、それぞれ3資金について区分しております。ただ、基本的にはできる限り分納でも償還していただくというふうなことで、それが約束されているところ、それからそのような方向で進んでいるところにつきましては、面談等により

まして急押しをやっているというふうな取り組みをしているところがございます。

各資金のポツで、大体ポツを2つないし3つ書いておりますが、ポツの1番目が、大体そのようなことをまとめております。それから、ポツの2つ目、これも大体共通事項でございますが、まだ分納まで至っていないということにつきましては、何とか分納でも償還があるように、個別面談等で交渉を行っているところがございます。

農業改良資金の末尾に括弧で3人については云々と、それから沿岸漁業の末尾に括弧で2人については云々と書いておりますが、これについては、先ほど御説明しましたように、今年度に入りまして納付をいただいているところがございます。

なお、真ん中の林業改善資金、ちょっとあちこちしますが、真ん中の林業改善資金のポツの3つ目に、年度後半から破産手続を開始した案件というのがございます。これは、県外に親会社がございます、それがちょっと倒産といったことになりまして、その連鎖で破産手続を開始した案件でございますが、これにつきましては、担保権者といたしまして、手続に参画して償還を受けているところがございます。

次に、21年度の取り組みの具体例を先に御説明します。17ページをごらんください。

17ページの表の左側の方に21年度の例を書いてございます。

まず、農業改良資金につきましては、要するに生産が予定どおりっていないというふうなことで、振興局、それからJAと連携をいたしまして、これは八代地域のハウス農家、野菜苗となっておりますが、大体主にトマトとかミニトマトというふう聞いておりますが、これにつきまして技術指導を行いまして、何とか分納ができるところまでいったというところがございます。

それから、次の林業改善資金につきまして

も、先ほど申し上げましたシイタケ栽培がうまくいっていないというふうなこと等もございますものですから、そこについては、林業研究指導所と連携いたしまして、重点的に今技術指導があつているというところがございます。

沿岸漁業につきましても、分納までいっていないところにつきまして、重点的に相談等を行っているというふうな取り組みをしております。

それから、今後の取り組みでございますが、済みません、16ページにお戻りいただきまして、表の右側の22年度のところの一番上に共通としております。今後の取り組みといたしまして、基本的な方針を記載しております。

基本といたしまして、各資金の延滞案件ごとに、個別に管理台帳等によりまして管理を強化するというところで、それによりまして、本人または連帯保証人を含めまして分納計画書をきちっとしていただくということで、確実な回収につなげるということを考えています。

補足いたしますと、現在でも、分納とかいただく場合は、管理台帳によりまして計画を立てていただいているんでありますが、それに若干債務者によりまして濃淡ございますので、そこをきちとした形で、改めて計画性を持った分納計画を徹底するというところでございます。

次の段階といたしまして、この分納計画に基づいて分納が実行されないとか、それからそもそも分納計画なかなか立たないとか、こういうふうな案件になりますと、要するに次のステップということで、法的措置、あるいは不納欠損というふうな措置をとるという考えで取り組んでまいりたいというふうに思います。

団体支援総室は以上でございます。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

18ページをお願いいたします。

当課の収入未済でございますけれども、1番でございますように、国営土地改良事業費負担金で、額といたしましては1億100万円余でございます。これにつきましては、過去に国営事業として実施をいたしました横島地区、それから矢部地区、羊角湾地区の受益者の負担金ということでございます。

その下でございます。2番目に、過去3年間の推移でございますけれども、平成19年度が9,700万円余、20年度が9,900万円余、それで21年度が、先ほど申しましたように、1億100万円余ということでございまして、約200万円ほど増加傾向ということでございます。

19ページ、次のページをお願いいたします。

3番といたしまして、平成21年度の未済の状況でございますけれども、その内容について御説明をする前に、下に、参考で、国営土地改良事業の受益者の負担金についての流れを御説明したいと思っております。

国営土地改良事業についての受益者負担金につきましては、事業の完了後、事業の種類によりまして、15年でありまして25年にわたって、いわば分割払いをしていただくということになっております。

それで、負担金の納入の流れが下の方の図で書いておりますけれども、土地改良法の規定に基づきまして、国は、一次負担者でございます県に請求をいたしまして、県が負担金を一括納付するということになっております。それから、県以下でございますけれども、県につきましては、条例に基づきまして土地改良区に請求をいたします。土地改良区は受益農家に請求をいたしまして、受益農家が納付された負担金を県に納付することでございます。受益農家の方から土地改良区に対しまして未納が生じれば、土地改良区

から県の納付額が、県からの請求額を下回るということでございまして、結果といたしまして、県で収入未済が発生してしまうということでございます。

流れ図の右に括弧書きで書いておりますけれども、債権と債務という関係で見ますと、土地改良区が県の債務者ということでございまして、受益農家につきましては、県ではなく土地改良区の債務者ということになっております。

そこで、上に戻っていただきまして、収入未済額の状況でございますけれども、未済の件数といたしましては、その3地区の土地改良区の数ということで、3件で、金額は、先ほど申しました1億100万円余というようなことになっております。

また、下に参考ということで書いておりますけれども、土地改良区における未納者の割合でございますけれども、未納の人数につきましては、合計で139人ということでございまして、それぞれ分割して納入をされているというのが117名、それから生活困窮は5名、所在不明が6名、それから非協力的ということで11名がその内訳としていらっしゃるということでございます。

次の20ページをお願いいたします。

未収金の発生対策、それから具体的な取り組みの事例について御説明をさせていただきます。

未収金対策、左の欄でございますけれども、平成21年度のところをごらんいただきたいと思います。我々は国営土地改良事業負担金未納に係る事務取扱要領というものをつくっております。それに基づいて取り組みをいたしております。

(1)といたしまして、県の債務者でございます土地改良区への指導ということで、①から④に書いてございますように、未納解消対策についての計画をつくっていただいたり、未納者の一覧についてもつくっていただく。

それらを踏まえまして、土地改良区の理事さん、もちろん事務局も含めてでございますけれども、協議をしたり、納入の督促についてもやっておるといふようなところでございます。

それから、(2)でございますけれども、土地改良区が行います農家への未納解消対策の支援といたしまして、未納が発生しております農家に対する夜間の臨戸徴収、これへの同行といったものを行ったりしております。

それから、2番目で記述しておりますけれども、収入未済の解消につきましては、未納が発生しております地区の農業所得の向上でございますとか、経営の安定というものが非常に重要でございますので、農林水産部内の関係各課と連携をいたしまして、営農指導等を行っております。

(1)といたしましては、国、県、市町村、関係団体を構成員とします協議会、こういったものを開催いたしまして、先ほど申し上げました所得の向上でありますとか、経営の安定に向けまして、新規作物の導入、それから農地の有効利用等について検討しております。

(2)、次のページの(3)でございますけれども、こういった検討に基づき、振興局で、栽培技術でありますとか、経営の指導を実施していただいたり、農地の有効利用ということで、未利用地につきましては、認定農業者でありますとか、農業参入を希望される企業等にあっせんしたりといったことをやっております。

20ページの右側、平成22年度、本年度でございますけれども、今申し上げました取り組みに加えまして、右側、(1)の②のところに、さらにと書いてございますけれども、未納者の一覧につきましては、年に1回ということではなく複数回出させていただくということで、それぞれ個別の状況についても把握をできるだけしていきたいというふうに考えて

おりますし、土地改良区の理事との協議におきましても、理事会の方に出向きまして、現在の状況なり、土地改良区の取り組みについてヒアリング等も実施をいたしまして、その強化に努めてまいりたいと、そういうことを行っております。

次に、21ページをごらんください。

具体的な取り組み事例につきまして、地区別に御説明をいたします。

21年度、矢部地区につきましては、農地の利用状況を把握するための1筆調査でございますとか、所有者の意向調査を実施いたしまして、未利用地のあっせんなどを行っております。このような結果といたしまして、2つの企業さんが本地区内で農業に参入をされております。

次に、羊角湾地区でございますけれども、平成20年度に、未利用地約20ヘクタールでございますけれども、芝草地放牧として利用するために、県の耕作放棄地の解消事業を活用いたしました。その結果、土地の売買によりまして、未収金の解消につながった事例でございますとか、地域の担い手の方が有機野菜の栽培を開始されたとか、こういった事例もございます。

また、(3)でございますけれども、横島地区におきましては、土地改良区が参加差し押さえされている途中の大型の未納者の土地につきまして、転売の協議というものがなされましたけれども、残念ながら債権者との調整が不調となりまして、未納の解消には至らなかったというような事例がございました。

(4)のその他で書いてございますのは、冒頭申し上げましたように、国営土地改良事業の負担金につきましては、15年でありますとか25年ということで、まだ新たな賦課が発生をしておる地区がございます。これらの取り組みによりまして、何とか新しい賦課額に対しましては、ほぼ同額の納付が何とかなされているという状況でございます。

次に、右の段をごらんください。

平成22年度、本年度でございますけれども、22ページにかけまして項目を書いておりますけれども、主なものについて御説明をしたいと思っております。

矢部地区、羊角湾地区の取り組みについて、①に記載をしておりますけれども、土地改良区が未納されています農家に行う滞納処分の実施につきまして、土地改良区への指導を強化してまいりたいというふうに考えております。

矢部地区につきましては、今年度、滞納処分を実施するというふうに聞いております。その手続を現在行われているところでございます。

羊角湾地区につきましては、これまで滞納処分を実施しておりませんでしたけれども、それにつきまして、弁護士の法律相談を受けるといった具体的な動きが出てきておるところでございます。

次に、各地区の②に記載をしておりますけれども、未納者から土地改良区への納付につきまして、さらにそれを促進するために、未納者から分納計画書を徴取するように、土地改良区に対しまして指導を徹底していきたいというふうに考えております。

また、中山間地域直接支払い制度についての個人配分される交付金を活用いたしました納付でございますとか、GISを活用しました未利用農地の有効活用についても、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、御説明をいたしましたように、土地改良区への指導を強化していくとともに、農林水産部内の関係各課と連携をいたしまして、地域の営農指導などの取り組みによりまして、収入未済の解消に引き続き努めていきたいというふうに考えております。

農村計画・技術管理課は以上でございます。

す。どうぞよろしく願いいたします。

○澤井住宅課長 住宅課の澤井でございます。よろしく願いいたします。

23ページをお願いいたします。

県営住宅使用料につきまして御説明させていただきます。

まず、1の平成21年度歳入決算の状況ですが、調定額は、21年度に本来徴収すべき家賃総額で23億2,701万3,000円でございます。予算現額は、調定額に対しまして歳出の財源不足とならないように過去の徴収率等を勘案いたしまして、確実に徴収可能な金額といたしまして、20億2,179万3,000円を計上しております。

調定額に対しまして、収入済み額が20億9,268万4,000円でございます。それから、退去後の所在不明や死亡などによりまして時効となった、不納欠損となった額が5,162万1,000円でございます。よって、収入未済額が1億8,270万8,000円となっております。

次に、2の収入未済額の過去3年間の推移でございますが、平成19年度は、過年度分、現年度分を合わせまして2億4,722万5,000円でございます。平成20年度分は2億3,910万円でございます。平成21年度は1億8,270万8,000円となっております。各年度とも過年度が約7割から8割を占めておりますが、年々減少しているところでございます。

21年度につきましては、20年度と比較いたしまして5,639万2,000円の減となっております。

次に、24ページをお願いいたします。

3の平成21年度収入未済額の状況でございますが、分割納付中が631件、3,426万3,000円となっております。これは、法的措置までには至らない、職員の納付指導によって分割納付を行っているものでございます。

次に、法的措置ですが、522件行っております。1億4,364万8,000円でございます。

2種類の法的措置を実施しておりまして、1つが、支払い請求及び明け渡し請求の申し立てを熊本地方裁判所に行ったものが410件でございます。それから、即決和解の申し立てを熊本簡易裁判所に行ったものが112件となっております。

また、非協力的・債務の否認等ということで、既に退去されている方でございますが、43件、479万7,000円となっております。

次に、4番目の未収金対策及び具体的な取り組み事例でございます。

まず、21年度の未収金対策でございますが、入居者対策といたしまして、まず1番目が、督促状の発行を毎月行っております。2番目が、専属嘱託職員による臨戸訪問徴収、督促を毎日行っております。それから3番目といたしまして、6カ月または10万円以上の滞納者への催告書発送を年3回行っております。それから4番目といたしまして、連帯保証人への支払い請求を年3回行っております。これらの③で、納付誓約に応じないなどの滞納者の連帯保証人に対して行っております。それから5番目が、明け渡し請求訴訟及び即決和解を年2回行っております。6カ月以上または10万円以上の滞納者が対象となっております。それから、強制執行を随時行っております。それから、口座振替の推進ということで行っております。それから8番目が、武蔵ヶ丘団地入居者生保世帯につきましては、菊池地域振興局と連携いたしまして、代理納付を実施しております。それから9番目といたしまして、住宅課職員による特別徴収を年末と年度末に行っております。

それから、退去者対策といたしまして、1つ目が、名義人または連帯保証人への訪問、電話催告及び徴収を毎日行っております。それから、名義人または連帯保証人に対する文書催告を年2回行っています。

21年度の具体的な取り組みでございます。下の方でございますが、入居者につきまして

は、21年度中に、1つ目が納付誓約139件、これは、今後の滞納解消に向け、支払いの約束を取り交わすものでございます。それから2番目が、即決和解の申し立てを20件行っております。これは、滞納が10万円以上または6カ月以上のうち、自主的な対応が見込めるものでございます。それから、訴訟を行っております。これは、支払い請求、明け渡し請求の申し立てを行ったものでございまして、19件ございます。滞納が10万円以上または6カ月以上の者のうち、自主的な滞納解消が見込めないものでございます。それから、強制執行を16件行っております。昨年度は、②から④が法的措置でございますが、合わせて55件となっております。

それから、退去者につきましては、滞納者が1,196人おりますが、そのうち、退去滞納者が324人でございまして、そのうち、支払い中が83人、所在不明が36人、本人死亡が17人、督促中が188人であります。いずれも低所得者でございまして、支払いが困難な者が多く、差し押さえも困難な状況となっております。

右側の平成22年度でございますが、22年度からの新たな取り組みといたしまして、入居者につきましては、熊本市の生活保護世帯につきましては、熊本市と連携いたしまして、本人の了解を得た上で代理納付の実施を行っております。それから、3カ月以上滞納者または4カ月以上滞納者の連帯保証人への通知を年3回予定しております。既に1回を実施しております。6カ月以上または10万円以上の滞納者への催告書の発送につきましては強化しておりまして、21年度は年3回でございましたが、22年度は、年4回以上を予定しております。既に2回実施しております。

その下の具体的な取り組みといたしまして、現在までに納付誓約書120件、即決和解19件を申し立てしております。それから、3番目の訴訟、支払い請求、明け渡し請求の申し

立てにつきましては、12件行っております。それから強制執行を、これは退去でございますが、強制執行を11件、現在申し立て中のものが、別に5件ございます。

先ほどの熊本市生活保護世帯の代理納付ですが、9月末現在でございますが、生活保護世帯が566世帯でございます。滞納者数が137世帯でございます。滞納額が1,700万円でございます。代理納付を行ったものが、9月までに67名ございます。この後も随時本人の了解を得た上で進めていくことにしております。

それから、3カ月以上滞納者及び4カ月以上の滞納者の連帯保証人への通知を年3回予定しております。既に2回実施しております。延べにいたしまして308人に対して実施しております。それから、連帯保証人につきましては既に1回実施しております。延べ18人につきまして実施をしております。それから、6カ月または10万円以上の滞納者には催告書発送の強化をいたしております。年4回以上を予定しております。既に2回実施しております。延べ99人に実施しております。

以上で住宅課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○瀬口高校教育課長 座って説明させていただきます。高校教育課でございます。

資料は、25ページでございます。

まず、1の平成21年度の歳入決算の状況でございます。

内容は、育英資金貸付金の元金と延滞利息等でございます。

表の最上段の数字をごらんいただきたいと思いますが、調定額が3億6,428万円に對しまして、収入済み額は2億7,441万3,000円でございます。収入未済額は8,986万7,000円となっております。この内訳は、表の下段に記載のとおりでございます。

なお、表の最下段にあります年度後返納と申しますのは、奨学生の中途退学等におきまして、奨学金の受給資格を失ったにもかかわらず、辞退届の提出などの事務手続がくれたために、退学後も奨学金が支給されたような場合がこれに当たります。この場合、当該年度を超えて、文字どおり年度後に返納される未収金は、正規に貸与された奨学金の返還とは債権の性格が異なるため、会計上の別扱いとなるものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3年間の推移でございます。

表の一番下の合計欄の各年度の計の欄をごらんいただきたいと思いますが、3カ年のそれぞれの年度における収入未済額は、平成19年度から順に、4,569万8,000円、次に、6,429万4,000円で、21年度が8,986万7,000円となっております。毎年増加傾向にあります。これは、前回の決算特別委員会でも御説明しましたように、平成17年度に日本学生支援機構、旧日本育英会でございますが、ここから事務事業を移管されました奨学金の返還が平成20年度の後期から本格的に始まったことに伴い、返還者数が大幅に増加したことなどが主な要因であると考えているところでございます。

次に、26ページをごらんください。

続いて、3の平成21年度収入未済額の状況でございます。

平成21年度末の滞納者756人を状況ごとに分類した表でございます。表の一番下の合計の欄をごらんください。

まず、分割納付中の者が544人で金額は3,918万7,000円、生活困窮者は13人で金額は181万5,000円、所在不明の者が16人で金額は656万1,000円、非協力的・債務の否認等が183人で金額は4,230万4,000円となっております。

なお、このうち非協力的・債務の否認等に該当する183人のうち、一番上に書いてありますが、177人につきましては、平成22年度

におきまして法的措置を進めることとし、既に裁判所への支払い督促申し立てを行っております。その経緯及び成果等につきましては、後ほど改めて御説明いたしたいと思っております。

続いて、4の未収金対策及び具体的な取り組み事例でございますが、平成21年度におきましては、未収金の回収のための通常の督促業務といたしまして、滞納が発生するたびに実施する督促状発送のほか、滞納が解消されないものには、電話や訪問による催告を月1回実施いたしまして、さらに、さきの督促状とは別に、文書による催告を年2回実施しております。このほか、国の緊急雇用創出基金事業も活用いたしまして、督促業務を行う非常勤職員を雇用し、電話や文書、訪問等による督促業務の徹底を図っているところでございます。

また、22年度におきましては、さらに未収金対策の徹底を図り、示してありますように、未収金回収体制の強化、督促業務の改善、法的措置、奨学生の返還意識の醸成などの取り組みを進めているところでございます。

このうち、法的措置の取り組みにつきましては、平成21年度末の滞納者756名のうち、それぞれの滞納状況等を踏まえまして、滞納期間がおおむね6月以上かつ滞納金額が5万円以上の者に絞りまして、370人に対して支払い督促予告付きの催告を実施いたしました。

その再三の催告を行ってもなお滞納が解消されなかった者から生活保護受給者等であることが確認できたものを除きまして、177人の事案について、民事訴訟法に基づき、支払い督促の申し立てを行ってきたところでございます。

この結果、支払い督促申し立てを行った177人の奨学生につきましては、そのうちの18人の奨学生については、約515万円を回収し

ております。また、未収金全体といたしましても、約8,900万円の収入未済額に対し、10月末現在では、既に3,500万円を回収するなど、一定の成果が上がっているところでございます。

なお、下の具体的な取り組み事例といたしまして、21年度、22年度の各年度につきまして、それぞれ2つの事例を紹介しております。

21年度の2つの事例は、いずれも1年以上納付がなかったケースについて、奨学生または保証人への訪問督促を実施したことにより、納付がなされたケースでございます。

22年度の事例1は、法的措置までには至らなかったケースですけれども、法的措置を行うことを前提にした奨学生本人への催告を重ねたところ、具体的な返済計画が示され、本年9月末までに約100万円の未収金が完済となったものでございます。また、事例2では、法的措置に着手しまして、本人及び連帯保証人に対し支払い督促申し立てを行ったところ、連帯保証人の方から、未収金の約80万円のうち、元金相当分の約60万円が納入されたケースでございます。

このように、育英資金の返済者数は、先ほど説明いたしましたけれども、学生支援機構からの移管された奨学金の返還の影響によりまして、今後数年間はさらに増加してまいります。返還金は、育英資金制度を維持していくための貴重な財源でございますので、当課といたしましては、これからこの制度を利用する生徒や学生のためにも、引き続き、滞納者の状況把握に努め、未収金対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明をさせていただきます。

説明資料の28ページをおあげください。

まず、1の平成21年度歳入決算の状況についてでございますが、雑入及び年度後返納の収入未済額につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の回収金でございます。収入未済額欄にありますように、雑入分が8,483万3,000円、年度後返納分が69万4,000円となっております。

次に、2の収入未済額の過去3カ年間の推移についてでございます。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金につきましては、過年度分に現年度分が加わりまして、年々増加しております。平成21年度の収入未済額は、過年度分7,948万4,000円と現年度分534万9,000円を合わせまして8,483万3,000円となっております。また、年度後返納につきましては過年度分のみでございまして、一部回収により、平成21年度の収入未済額は、平成20年度の70万9,000円から69万4,000円に減少しております。

次に、説明資料29ページをごらんください。

3の平成21年度収入未済額の状況についてでございますが、件数につきましては、奨学資金の未納者数で整理をしております。

まず、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金についての人数及び金額の内訳につきましては、現在分納納付中が105人、2,286万4,000円、生活困窮が79人、2,197万5,000円、所在不明が33人、554万2,000円、非協力的・債務の否認等が147人、3,445万2,000円となっております。

次に、年度後返納についての人数及び金額の内訳につきましては、分納納付中が1人、3万6,000円、生活困窮が4人、65万円、所在不明が1人、8,000円となっております。

次に、4の未収金対策及び具体的な取り組み事例についてでございます。

平成21年度の未収金対策につきましては、左側にございます返還事務の実務を行って

る関係市町村、教育委員会等の担当者に対する説明会や市町村への訪問指導等を実施し、返還事務処理能力の向上を図り、未収金の回収に向けまして、文書催告や電話による催告、指導等の取り組みを現在行っております。また、奨学金回収強化のため、平成21年度から、未収金額の多い市町を対象に、市町職員と共同して、未納者等に対する個別訪問を実施いたしまして、返還の免除、猶予、分納による返還指導を行っております。

さらに、平成21年度の具体的な取り組み事例につきましては、資料に記載しているとおりでございます。

右側の平成22年度の未収金対策につきましても、平成21年度と同様の取り組みを行っております。未収金特別対策による個別訪問につきましては、未収金のあるすべての市町村、17市町村に対して、市町村職員と共同して実施し、返還の免除、猶予、分納による返還指導を行っているところであります。

また、平成22年度の具体的な取り組み事例につきましては、資料に記載しているとおりでございます。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課の潟山でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の平成21年度の不納欠損について御説明いたします。

平成18年度の調定額が177万円で、全額不納欠損額でございます。件数は6件になっておりますが、対象者は同一人でございます。種別は重要港湾使用料で、使用目的はフェリー可動橋の使用でございます。

まず、未納の理由でございますが、三角港において旅客船定期航路業、具体的には、三角一島原間のフェリーを平成11年4月から運

航開始いたしました法人が、利用者の減少や燃料費高騰などで経営不振となり、平成16年11月ごろから納入が滞るようになったものでございます。

右側の経緯の欄にありますように、再三の督促によりまして、平成18年3月分までは納入されたものの、平成18年4月分から8月分までの使用料が未納になっていたものでございます。

次に、不納欠損処分の理由でございますが、この法人は、約5,300万円の負債を残したまま事実上倒産し、平成18年8月29日に定期航路業を廃止したものでございます。我々は、その後も継続的に会社訪問や電話や配達証明郵便などで未納分の督促を行ってまいりましたが、2年後の平成20年10月15日に代表者が死亡したものでございます。

我々としていたしましては、代表者死亡後に、国税や地方税についての聞き取り調査や財産調査を実施したところでございます。税務署などからの聞き取り調査結果といたしまして、国税や地方税については、課税台帳からも除却処分になっており、課税対象にされていないことが判明いたしました。具体的には、平成18年9月に法人市民税の課税台帳から除却、平成21年1月に法人県民税、法人事業税、自動車税の課税台帳から除却、また、平成21年6月に国税の法人税等の課税台帳から除却処分されたものでございます。それぞれ過去の滞納はなかったというふうに聞いております。

また、財産調査を実施した結果といたしまして、フェリー船舶の売却代金は過去の未納分納入に充てられており、会社としての預貯金もゼロで、差し押さえできる財産がないということが判明いたしましたので、今後の事業再開の見込みもないと判断したところでございます。

処分決定の根拠といたしましては、地方自治法第231条の3第3項で、港湾使用料の先

取特権は国税、地方税に次ぐものとされており、先ほど説明いたしましたように、上位順位の国税、地方税も、課税台帳の除却処分により徴収を断念しているため、地方税法第15条の7第1項第1号に基づき滞納処分の執行停止を行い、第5項に基づき納入義務の即時消滅、つまり不納欠損の決定を行ったものでございます。

なお、根拠法令の詳細については、最下段に記載しているとおりでございます。また、これまでの経緯や対応につきましては、右側の欄に記載しているとおりでございます。

港湾課といたしましては、今後とも未納解消に努めてまいりたいと考えております。

港湾課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○馬場成志委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

○大西一史委員 3ページ、これは税務課の方ですが、個人県民税の現年・過年計の未収金の状況ですけれども、これについては、納税交渉中、分割納付中、法的措置、執行停止ということで、これは、市町村が賦課徴収する個人県民税については内訳が不明だということなんですけれども、これというのは、県で、その市町村から報告をすとかというルールというか、システムというのがあるのかどうかということと、これは不明のままでもいいのかどうかということなんです、どうでしょうか。

○出田税務課長 税務課でございます。

個人県民税の市町村からの納付といいますが、納入があるわけですが、そのときの報告としては、普通徴収であるか特別徴収であるかという区別、それと、基本的に市町村から県に納入される個人県民税の額というのは、市町村が集めた住民税を案分して県

に払い込むようになっておりますので、毎月、あるいは普通徴収の場合には年に4回、原則としては払い込むようになっておりますが、そのときには報告はございません。

あと、これは私どもではなくて市町村総室の方に、例えば、ことしは個人住民税で不納欠損がこれだけ出しましたとか、そういった形での報告というのが最終的に国まで行くわけです、そのときに報告があると。ですが、こういった区分けで報告というのはうちとしてもいただいておりますので、ないものというふうに思っております。

ただ、そういうわけにもいかないんで、私ども税務課としては、併任徴収と申しまして、県が市町村民税合わせて住民税を徴収するためには、市町村の職員としての身分を持つか、もしくは地方税法で住民税の徴収を市町村から県に、委託といいますか、引き継ぎをするという手続を踏まないで徴収ができませんので、そういった手続を踏む中で、市町村の事務を見て、適切なこういった、例えば分納誓約をとっているかとか、あるいは差し押さえをやっているかというような指導は現場のレベルでしているところでございます。

○大西一史委員 今、こういう形での報告の義務というか、そういうルールというものはないということなんですけれども、やっぱりこれを見て思うのは、個人県民税、これは未収の額が割合として非常に多いわけですよね。ふえてきているということを見ると、このままでいいのかと。特に、この徴収対策をいろいろ県と市町村とで一緒になってやろうということに取り組んでいるということは、もう数年前から結構いろんな仕組みを考えながら税務課でやられているということは、それに対してはきちんと評価をしたいというふうに思うんですが、きちんとしたこの状況が、今回、こういう形で各課から資料が出てきたことによって改めて整理ができて、

そしてその対策も打てるということだろうというふうに思います。

ですから、そういう意味では、これは市町村に対して、県議会でのこういう議論があって、それでやはりこういう形での市町村でも、例えば納税交渉中なのか、あるいは分割納付であるのか、あるいは法的措置をきちっとやっているのかどうかというようなことも含めて、きちっとやっぱり分類をしてもらって、それがやはり、これは県民税ですから、市町村税、市民税とか住民税ですよ。そういうものをきちっと納めているかどうかというのは、市町村でも当然これは問題になって、議会でも恐らく問題になっているというふうに思うんですが、こういうことをきちっと細かくやっていかないと、なかなか未収金というのはやっぱり解消されぬというふうに思うんですね。

今回、こういうことで、委員長初め皆さんの中で、こういう形でもう一回集中審議をするということにわざわざなったということは、それだけ皆さん危機意識が強いということもあるし、我々の議論の中でも、もう少し突っ込んでこれはやらないと、ずっと毎年毎年同じことではいかぬということでこういう形になったわけですよ。

だから、そういう意味では、ここについても、もう少し市町村に対して協力を求めるということをお願いしていただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○出田税務課長 御指摘のとおり、特に県にとっては個人県民税の徴収というのが一番の大きな課題でございます。今いろいろ対策を講じていますけれども、必ずしも十分でないといいますか、成果が思ったように上がっていないという現実もございますので、今後市町村との連携も強化していきたいと思っております。例えば、市町村の税務課、担当課を集めて定期的に会議を開くであるとか、そう

いった中で、こういった議会からの御指摘も含めて、いろいろ検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○溝口幸治副委員長 関連していいですか。

今の大西委員のお話は、私、熊本市はきちっとやってもらわないかぬと思いますが、ほかの市町村は、やっぱり過度な負担を与えてはいけないというふうに感じています。私は市議会議員出身なので、よく町村の職員さんに聞くと、県は今は一生涯懸命汗かいてもらっていますけれども、当時、汗かかずに、自分たちが取るべき税金を市町村に押しつけて、我々は最前線で県税を取りに行っているのに文句を言われ、非常に苦しい思いをしているんだという話はよく聞いておりました。ですから、熊本市は徹底的にやってほしいと思いますが、よその小さい市町村については、やっぱり過度な負担を与えちゃいかぬと思います。やっぱり現場の最前線で働く人たちが少ないとか、人員的にも不足しているという状況で今県との連携なんかも始まっていますので、そこはきちっと押さえて、その市町村の状況を見ながら、また、全部一律に熊本市なんかと同じようなやり方じゃなくて、そこに合ったやり方をぜひきちっと押さえてほしいと思います。これは要望で結構です。

○大西一史委員 今の副委員長の話では、確かにそれは、熊本市が滞納額的にも件数的にも多い。ただ、マンパワーがそれぞれの市町村で違うから、それに対していろいろと徴収対策であるとか、そういったものをやらなきゃいけないというのはそれはもう当然だろうというふうに思うんですが、だからといって、じゃあそれを取れないでいるということが果たしていいのかどうかというのは、やっぱりそれを、熊本市以外のところでも、いや、それは状況を見てというのは、副委員長

がおっしゃるのはよくわかるけれども、そうであれば、その要因を分析して、人が足りないんだったら、そこに県職員を派遣してやるとか、じゃあどこで増強して、それがどんどん減ってきたと。実際こういう滞納がない自治体だってあるわけですよ、団体だってですね。その辺の状況を変えていくと。

だから、ある程度現場の職員の方の状況というのはわかりますよ。わかる。それはわかるんだけど、実際には滞納がやっぱり出ていると。それも市町村の職員がきちっとやらなきゃいけない仕事の一つなわけですよ。だからやっぱりそこはそういう状況を見ながら協力関係を築いていただきたい。ただ、一番多いのは熊本市でしょう。だから、そこに対して徹底するというのは、これまでの税務課の方針でも出ているはずですので、そこはしっかりやっていただきたいということで、ちょっと口を挟んで申しわけないんですが、一応そういうことでございます。

○村上寅美委員 1点だけ、高校教育課、ずっと21年、19年、3カ年見てみれば、累計がふえてきよるね。高校教育課、ふえてきているな。21年で見てみれば、ふえてきている中で、僕が心配するのは6対4ぐらいで、現年度が40%ぐらいあるごたあるね。これで数字で見れば。六四ぐらいで。6というのは、これまでの積み上げだから、積み上げで在庫としてあるわけだよね。4もあるかなと思うとたいね、現年度で。その辺どうね。

○馬場成志委員長 急激にふえてきたというような、さっき説明……。

○瀬口高校教育課長 先ほども少し御説明しましたけれども、平成17年度から、日本学生支援機構、日本育英会の方ですが、事務移管がされまして、貸与者数が急増しておりまして、平成20年度の後半から返還が始まりました。

て、その未収金の増大で、現年度分も比例して増大してきているという状況でございます。

○村上寅美委員 それでたい、これ、高校でしょう。高校教育課、大学に行っているわな。大学に行っているか社会人で働いているか。それは高校には請求はもうせんわけね。請求はどういう方法でしよっと。本人に直接、ダイレクトで。

○瀬口高校教育課長 これはもう本人に直接でございます。もう高校は卒業しておりますので、卒業後は本人へ直接という形になります。

○村上寅美委員 それで、公表すりゃよかたい。わざわざ奨学金とか貸付金でたい、そういう県が配慮してやっているという姿勢が、そうしながらたいね、そして、家庭の事情だけど、本当に病気しているとか、いろんな特殊事情は別だけど、そうでなくて健常者で働きながら払わんと——義務教育の父兄が給食代ば払わぬとが相当出よっとぞ、今。だけん、そういう形だから公表はでけんとか、この名前ば。

それと、就職先が、東京へ行つとるとか全国に行つとつとだから、わかっとね、それは。大体請求しよっと、そういうところも。請求は、だから住所はわかるの。一応払う払わぬは別にしても、わかるの。

○瀬口高校教育課長 毎月滞納が発生した時点で本人あてへ督促状を送付しておりますので、住所は、最初に貸し付けをしたときの住所に送付しております。

○村上寅美委員 送付しとるから大体それは間違いない。行方不明はないかということを知りたいわけだ。

○馬場成志委員長 後々は出てくるでしょう。

○瀬口高校教育課長 その後に判明する行方不明者は出てまいります。そのときには、きちんと追跡調査をしながら、本人あてへの督促を進めているところでございます。

○村上寅美委員 だけんね、県でできる限界というのがあると思うから、その範囲内でなくちゃいかぬと思うけど、方法論ばたいね、方法論ばちよっと研究する必要がありやせんかなと思うとね。家賃なんかもそがん。それはよか、要望でも。何遍も聞いたけん。

もういっちょ。港湾課、これはおまえ、もう払われぬし、本人死亡ならたい、委員長、これは請求したってしよんなかろうたい、これは。

○馬場成志委員長 これは不納欠損の……。

○潟山港湾課長 これは不納欠損ですので。

○村上寅美委員 何か責められんごたっじゃなかろうばってん、不納欠損でね。だけん、また請求とか何とかて君が言うたけん、おれは発言しよっとぞ。

○潟山港湾課長 今後のほかの分も未納解消もでございますので……。

○馬場成志委員長 誤解です。不納欠損の……。

○村上寅美委員 いやいや、請求するって言うたけん質問しよっとたい。だから、すれば、高うつくぞ、君たちが行くな。銭は取れぬとわかるところばたい。だから、その辺は処分——委員長、これは処理した方が

いいと思うよ。

○馬場成志委員長 多分中の説明か聞き違いかどっちかだと思います。いずれにしろ、これは不納欠損の報告ですので。

○村上寅美委員 未納解消に努むるなんかまじめに言うけん、おれは質問しよっとぞ。

○瀧山港湾課長 失礼しました。

○村上寅美委員 君たちが行く方が高うつくもん。

○馬場成志委員長 いやいや、それはまじめにはしておかなんけど。

○村上寅美委員 そういうことで。はい、要望。

○馬場成志委員長 はい。それと、先ほどの……。

○内野幸喜委員 ちょっと高校教育課のところで、この177名の方の支払い督促ということで法的措置をとられたんだと思うんです。この平成22年度のところで、既に事例2のところとか出ていると思うんですが、やっぱりこういう支払い督促とかこういった法的措置をとると、ある程度効果が出てくると思うんですが、今途中の状況だと思うんですが、どうですか、この事例以外でもどういうふうな状況になっているかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○瀬口高校教育課長 昨年度までは、この措置をとらなかったわけですが、本年度新たにこの法的措置に取り組んだ結果、やっぱりほかの滞納が続いていたもののうち、返納が随分進んでいる結果が出ております。

177人のうちにつきましても、先ほど申しましたけれども、もう完済している者が18人出ておりまして、また、異議申し立てで出てきている者につきましても、債務名義を取得する状況でございます。現在、99人が債務名義を取得している状況でございます。約半数につきまして異議申し立てがなされておりますけれども、約半数につきましても、今債務名義は取得済みということでございます。

○内野幸喜委員 その債務名義を取得したもののについては執行するということになるんですかね。

○瀬口高校教育課長 債務名義を取得したものに付きましては、今後また詳しい状況調査把握に努めまして、返済能力があるかないか、また、今後の計画等が示されるかどうかというところまで調査しまして、最終的には、誠意を見せないような者につきましても、強制執行も考えて進んでいきたいと思っております。

○内野幸喜委員 今高校教育課の場合は効果があったと思うんですね。それぞれの課によって、まだ法的措置をとっていない課もありますし、既に高校教育課のように今回からとなるようになったところ、既にとっているところとありますので、私は、今までまだ法的措置をとられていない課にあったとしても、それぞれの説明の中で、今後そういったことも念頭にという話もありましたけれども、そういったこともやっていく必要があるんじゃないかなと。これは要望で結構です。

○馬場成志委員長 ほかに。

○児玉文雄委員 ちょっと貸付金あたりについて、商工と農政と、そういうことをちょっと聞きたいんだが、商工あたりは土地の抵当

権設定もするわけですよ、抵当権。そして、連帯保証人だけは、ただ保証人とサインするだけなのか。

それと、どうしてもこの間の説明からきょう聞いて、時効率が3%とか、私はそんなもんじゃないという気はするけれども、そんなに順調に入っとるのか。そうするならば、違約金及び延滞利息、こういうのが1億4,376万1,000いっとるですよ。そうすると、あとは、未済額が22億9,500だから、どうも数字が、ちょっと時効率が合わない。何か時効率の上げ方が、例えば15年で返済計画を立てておったと。そうしたら、どうしても資金繰り上いかぬから、それを20年か25年に上げた。そういうのは時効には入らないのか。まず、そこらあたりからちょっと答弁をお願いします。

○福島商工振興金融課長 まず、連帯保証人に対します対応でございますけれども、一応役員をしている人の役員報酬の差し押さえとか、企業で働いていらっしゃる方の給与差し押さえ、こういうのも連帯保証人に対しては対応しております。それと、時効率の話でございますけれども、先ほど言いました1,133億、非常に大きいのは、ショッピングセンターとかショッピングプラザではなくて、工業団地とか流通団地、こういうのが非常に多うございます。

例えば、熊本市の流通団地ですけれども、ここが一番貸付金額としては多うございますけれども、145億ほど貸しておりますが、これはすべて完済になっておりますので、委員がおっしゃるイメージとして、ショッピングセンターあたりが郊外の大型店の進出あたりで非常に厳しい経営状況になっているのが非常に目立ちますけれども、そういう工業団地とか流通団地とか、そういう他の業種、こういうので順調に運営、高度化といいますか、経営基盤の強化を図って償還が済んだのが多

うございます。先ほど言いました557の貸付先のうちの501、約9割が償還が済んでおります。

以上でございます。

○馬場成志委員長 それから、延長した場合は時効に入らぬな。

○福島商工振興金融課長 延長した場合には時効に入りません。

○児玉文雄委員 いや、私が知っている範囲では、地元でも、まず期限延長していただくというようなことをやって、そして経営をずっとやってきたけれども、もう最終的には返済額と収入が全然合わないんですよ。だから、それだったらもういつかは時効につながるわけですよ。それが今はたしか1店しか、余り固有名詞は言われぬから言われぬけれども、1店しか入っていないんですよ、共同店舗に。それは、とてもじゃないが、電気料も出ないぐらいで、よう夜通るとき見ると、電気だけは明々といとるんだよ。それで、そこの入居者1店舗しかないんですよ。何であんなにしとつとに電気はつけとるかと言ったら、やっぱりあんまり寂しくすると、お客さんが全然来ないようになる可能性もあるからという話も聞いたんですけども、結局は、この延滞金とか何とかは、処分ということになったら、これはしなきゃいかぬわけですよ。これはまけていただくなら別だけれども、まけなきゃ、ある程度状況の中では、もう負債の積み重ねになるということはおわかつたわけですから、大体見れば。

商工会あたりが見るとか、いろいろ人が見れば、その内容はわかっているわけですよ。いつまでもそれを引き延ばし、引き延ばししてやるために、負債の確定ができないわけ。確定ができなきゃ、連帯保証人の給与差し押さえとか、それもできない。ほとんど今

協同組合何々という店の報酬は、役員の人たちはほとんどないんじゃないかな。入っていないと私は思う。あなたたちはどう見るか知らぬけれども。

だから、余りむやみやたらに、もう経営的には破綻しとる状態なのに、期限を延ばしたり何を延ばしたりして、負債が最終的に、20年後、30年後確定したときは、こんなになるわけですよ、利息がつくわけですから。そういうふうなことを考えると、ただそれを見とるだけではいけないというふうに私は考えます。それは今後そこらあたりも経営指導、今経営指導したからって効果は出てこぬわけよね、はっきり言うて。だから、それが中小企業の件ですが……。

今度は農林の方にちょっと聞きますが……。

○増永慎一郎委員 今の商工の分で関連して。

今、児玉先生につけ加えなんですけれども、現年度分、21年度分が発生していますよね。要は、過年度分のいろいろ方法を講じられて、少しは解消しているということなんですけれども、計算したら482万円ぐらいしか1年間で回収がなされていないような形なんですよ。このままいけば、先ほど児玉先生が言われたように、膨大な金額にどんどんなってくるんじゃないか。

きょう、朝ちょっと内野先生とか高木先生とかと話をしている中で、この前、大規模な倒産が1件ありまして、何か記事を見ますと、高度化のお金が8億以上、何か入っているというふうに、これは一応報道ですから確定は多分していないと思いますし、だから、そういう分で、何か年々もうずっとふえていくばかりで、その辺のシミュレーションあたりをきちんとされていないと、さっき児玉先生が言われたように、たまっていくばかりで、480万ぐらいしか回収できないんであ

れば、何かまた別の方法を考えなければいけないんじゃないかというふうに思いますので、それは後で、先生の質問の後でもいいですから、何かシミュレーションされているのか、毎年毎年発生した分をただこれに載せていかれるつもりなのか、その辺もちょっと伺いしたいと思います。

○馬場成志委員長 ちょっと難しい質問かもしれぬですけども、どうぞ。

○福島商工振興金融課長 今機構と県と中小企業団体中央会と一緒にになりまして、条件変更の際の経営改善計画、これは最長で3カ年ですけれども、経営改善計画策定の支援をしているところでございます。その経営改善計画の中で、資金計画、運営計画、こういうものをきちっと見きわめていきたいと思っておりますので、その中で、その貸付先の今後の見通しが立つものと思っております。

○馬場成志委員長 この件については、増永委員もよくわかりだと思いますけれども、なかなかここでの議論の中で見きわめの度合いがどうだというその議論は難しいなというふうに思いますので、また今後のこととしてしっかりと、今の御意見はしっかりと聞いて、また、個別な件についても、またしっかり研究していただきたいというふうに思います。

○児玉文雄委員 今度は、農林水産の方に聞きますが、団体金融ですかね。これは話も割としやすいんだけど、矢部と羊角湾と横島、3カ所出とるわけですよ。これは、私の知つとる範囲では、羊角湾は、計画は出て事業を始めたけれども、これは何も進んでいないというか、もう途中でペアになつとるわけですよ。事業はできていないのにどうして金を取れるかというわけですよ。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今、児玉委員がおっしゃったのは、羊角湾でも2つ大きく事業がございまして、もう少し分けると3つございまして、事業を廃止の方向にしましょうということで、国と県で結論を出しましたのが干拓事業でございまして、今未収金の問題が発生をしております羊角湾地区というのは、羊角湾の農地造成に係る部分でございまして。ですから、農地造成はやっておりますので、その部分についての受益者負担金ということでございます。

○児玉文雄委員 埋め立ての方はやめたということですね。でも、それを含めたあの羊角湾の国営事業でなかったかと思うわけですよ、もともと。もうここでやめてしまったら、これは受益者の皆さんもたい、全部トータル的にこれできて初めて収益金還元をできるのが、それもなかなかできにくいというようなこともある。

それと、引き続き、答弁は後でいいんですが、矢部開パ、これは基本は500ヘクタールですね。500ヘクタールの農地をつくると。耕作地をつくると。これは、1つは時間がかかった。矢部と清和村で、開パ事業というのは、これはもともと土地改良がやってるわけですよ、土地改良をつくって。清和村が、3分の1ぐらいしたときにやめてしまったんですよ。だから、国営事業としては500ヘクタールの条件がついとると。だから、どうするかというところで、矢部の方は、その事業を継続して完成するためには、町有林をそういう畑にしたり原野をしたり、もともと畑にしても効果が上がらないと。だから、完成したときは未植栽地、ものが植えられない土地が3割あったんですよ。その後、その3割に、何か作物じゃなくて花か何かでもいいからないだろうかと、いろいろ研究を重ねて、結果的に、たしか生け花に使うレンギ

ョウか何かを植えた。しかし、もう未植栽で放置してあるもんだから、どこに植えたのかももうわかりません。

これもいろいろ問題もあったようですが、それで終わってしまったんだけど、大体あの地域内の人たちは、お金が払える能力のある人は払っているんですよ。一括返納してるんですよ。払えないというのは、私が個人的に言うのはどうかと思うけれども、あれはたしか農地の抵当権をとっているわけですよ。これが、とらなきゃいかぬそういう国の事業ですけん当然でしょうけれども、価格があんまり高いもんだから、造成したときの。それに応じて負担金というのがそこに発生する。だからもう、抵当権をやっとるから、どうぞ抵当権を処分してください。そういう言葉を言っておられるはずですよ。それは私は想像ができるけれども。そっぽってん、あれが何筆か処分したときの抵当権をやったときに、それが売れたことがあるのかと。だから、もうそこは高齢者であるし、耕作の能力もないと。だから、もう払われる金もないから土地をとってくださいと。そういう現状と思うんだけど、これをとるためには、今後振興局あたりと相談をしながら何が合うかと。あの3割の土地には何も合うのはないですよ。

○馬場成志委員長 児玉委員、簡潔にお願いします。

○児玉文雄委員 現場に行ってみるとわかるけれども、石ころばかりで、高さが海拔928メートル、一番高いところで。そういうところにトマトをつくれとか、ジャガイモをつくれとか、何をつくれと言っても、これは無理なところなんですよ。だけん、そこらあたりは考えた上でやっておられるのか。今後の滞納処分に対しては、そういう抵当権ととるなら、その抵当権をとってくださいと、

そう言われて向こうが何も対応でけぬときは、それはどうするのか、そこらあたりの話をですね。

○馬場成志委員長 滞納処分というよりも経営指導の話になりますかな。

○宮崎農村計画・技術管理課長 営農指導の部分については、今、児玉委員がおっしゃったように、未利用地の問題が非常に大きな問題でございまして、今受益面積でいきますと、500ヘクタール強、おっしゃったようにございますけれども、未利用になっていますのが、50ヘクタールぐらいという数字になっております。

そのほかに、未利用地をいかにうまく有効活用していくかというようなことで、今委員がおっしゃったようなことでございまして、ゼンマイの実証法をやってみるとか、ギンナンなんかにしても、そういう取り組みなんかをなされてきて、やはり未利用地が解消していくというのが非常に大きなところでもございますので、引き続きこの部分については、地域振興局、それから関係の各課とも連携をして、地道なところではございますけれども、しっかりやっていくことが必要かと思っております。といいますのが、まだ平成25年まで新たな賦課が出てまいりますので、その解消のためにも、そういうことを引き続き、今払っていただいている方も含めて、しっかりやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

○児玉文雄委員 土地処分はどういうふうに考えておられるか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 もう一点でございまして、土地の処分につきましては、不動産の部分につきましては、滞納処分ということで、土地改良区が差し押さえを

しておるケースというのがこれまでもございます。それで、おっしゃったように、売買とか貸借ということになかなかつながらずに、解消をされていないケースもございまして、非常に農業情勢が厳しい中、農家の方も非常に厳しいことは承知しておりますけれども、既に払っていただいている方もございまして、やはり不動産に加えて預金等なんかにつきましても、そういったことも土地改良区に検討していただかざるを得ないのではないかというふうに考えているところでございます。

○児玉文雄委員 私が考えるのは、抵当権をとつとるなら、もう地主さん、受益者の方々も、土地を担保にやつとるけん、これをとってくださいという、そういう感覚があるんですよね。そっぽってん、これはもう造成費が高くて、ヘクタール当たり、たしか450万ぐらいですね、あそこの土地にはついているんですよ。担保より高いんですよ。たしかヘクタール当たりだったですよ、課長。あれができたときの金額は1ヘクタール当たり450万、だから、反にすると45万。たしかそうだったと思うんだ。すると、今農協さんあたりが金融貸し付けとか何とかで担保にとられても、処分ができるのはもう50万しないんですよ、中山間地では。反の50万しないんです、田んぼで。だから、農家の方々も、そういう人たちはほとんどもう農業しよらんもんだから、高齢者で。だから、もうどんどん田んぼとってくださいと、そういうことが多いわけですよ。

確かに、レンギョウ、その次は桑、あの地域に桑。そすと、県庁が駐車場をつくる時、あそこにギンナンの木がいっぱいあったんですよ。植栽するギンナンは女木がいいですよ、実を取らなきゃいかぬから。だから、風がうまいぐあい吹いて、遠いところに神社とか何とかギンナンがあつたですね、大き

いのが。これがあるときは受精するけれども、近くにないと、やっぱりあれが悪いんですよ、実のなりようなんか。あれは受精とか何かあつてですね。だから、県庁から私は7本男木を分けてもらって、その現場にも植えた。それで、今ギンナンはどうなってるか知らぬけれども、桑までは失敗でした。桑を植えたりなんかしたのは全部失敗でした。だから、どぎゃん返済期限がいつまでといっても滞納の人たちは全然変わっていないんです。ずっと滞納なんですよ。

○馬場成志委員長 児玉委員、今の意見も取りまとめの中で反映させていただきたいと思います。

○鬼海洋一委員 関連して。この件は、ずっと同じことの毎年毎年の繰り返しですよ。それで、今未利用地の話もありまして、工夫をすれば何か方法があるような感じは受けたわけですけども、しかし、実態は500ヘクタールの中の50ヘクタールですから、相当の部分が。そこで私が言いたいのは、私も何回か行きました、ここは。恐らく行かれているというふうに思うんですが、つまり、500ヘクタールにするために、規模を国営にするために無理に、やっているんですよ。だから使えない。使えない部分は今どうなっているかという、と、荒廃地、耕作放棄地になっているという事実があるんですね。ですから、さっきお話聞くと、未利用地で何かできるような、そういう可能性を抱かせる。可能性はないというふうに私は思っている。そういう状況ではないかと思っています。

しかし、ここは、もともとは要請事業に基づく国営ですから、そういう現場の責任も十分感じてもらわなきゃいかぬ。ですから、そういうことを含めて、どっかで特殊な解決方法を探るべき時期ではないかということをもまず申し上げておきたいというふうに思いま

す。それはもう要望です。

もう一つ、ちょっといいですか。

○馬場成志委員長 どうぞ。

○鬼海洋一委員 これ、非協力的という債務の否認等というのが、これは、高校教育課、あるいは人権同和課、特に多く見ます。非協力的あるいは債務の否認、まさに債務の否認等ですから、なかなか難しい問題だというふうに思うんですが、この程度がどういうものなのか。これはもうほかのところでもありますけれども、どういうぐあいに債務を否認する人たちに対する対応というのは、これまた今申し上げた特殊な形ととらざるを得ないものがあるんじゃないかというふうに思うんですが、この非協力的・債務の否認等というものがどういうものかということをお話しいただいたんではないかというふうに思いますけれども、改めて質問したいと思います。

○瀬口高校教育課長 この非協力的の人数177人につきましては、滞納がありました756人、年度末の756人の中から、それぞれ一部返納している者とか、自主的に分納して解消が見込める者とか、そういう者の人数を差し引きまして、177人に絞ってきたものでございます。

何回も電話連絡しても連絡がつかないとか、訪問しても不在であったりとか、聞き取りに応じてくれなかったりとかいうようなもので、状況の把握が非常に困難な状況になっているものでございまして、いろいろな個別にばらつきがございまして、滞納期間が非常に長くなっていて、その返済計画がなかなか出していただけないというような方の人数でございます。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

御質問にお答えする前に、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付ということについて、ちょっと簡単に御説明申し上げたいと思います。

これは、地対財特法によりまして、対象地域の同和関係者の子供に対しまして、高等学校や大学等の奨学資金を貸与するものでございます。本奨学資金につきましては、昭和44年に、返還の必要がない、まず給付からスタートをしております。そして、昭和57年から大学につきましては貸与へ移行し、昭和62年からは、高等学校についても貸与へ移行しているところです。平成14年3月末の地対財特法の失効に伴う経過措置を経まして、平成17年度で貸付金の支給は終了しております。したがって、現在返還事務のみを行っているところでございます。

高校教育課の育英資金との違いとして大きく3点ほどございまして、まず1点目が、制度として給付から始まって貸与に切りかわってきたというのが1点目でございます。それから2点目ですが、現在は返還事務のみを行っております。先ほどから申しておりますように、市町村に事務手続を実施していただいているということです。それから3点目の返還債務につきましては、生活困難なため返還が著しく困難な場合は免除ができると、将来にわたって5年間分は免除ができるという規定がございます。それが地域改善対策の高等学校奨学資金の貸し付けの概要でございます。

先ほど鬼海委員から御質問ございました非協力・債務の否認等につきましてでございますけれども、140人の内訳につきましては、いわゆる督促に応じない等も含めまして、非協力的な方が23人おられます。それから、その他のものが124人おります。そういった非協力的な方に対しましては、繰り返し繰り返し文書あるいは電話による催告を初め、本課は特に戸別訪問を重視しております。戸別訪

問によりまして粘り強く返還指導を行っておりますけれども、訪問しても不在であるとか、あるいは訪問にこたえられないとか、そういった非協力的な実態がございます。

今後さらに、各世帯の状況につきましても、詳細な把握に努めまして、いわゆる悪質なものにつきましても、段階を踏みまして、適切な措置を進める必要があるというふうに考えているところです。

以上でございます。

○宮崎農村計画・技術管理課長 追加ですが、債務の否認はございません。追加でございます。

○馬場成志委員長 ちなみに、御理解いただいとると思っておりますが、債務の否認というのは、大体自分の意思にかかわらず児童保護とかされたということで債務の否認をされるところがあると、これはまれなケースでありますので、御承知おきいただきたいと。

○大西一史委員 24ページ、住宅課、先ほど、平成22年度からの新たな取り組みというところで、熊本市の生活保護世帯に対する代理納付の実施ということがありました。この代理納付の実施をすることで、かなりそこは変わってくるのじゃないかなというふうに思いますが、ただ、これは受給者の同意を得る云々という話をされていましたが、受給者の同意は得なくても、福祉事務所、あるいは実際の裁量でできるように、たしか生活保護法は改正されて、あるいは通知が出ていたんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○澤井住宅課長 実は、今年度から、9月から実施しておるわけですが、熊本市との協議の中で、ちょっと法的なことは今置いときまして、実際これまでは住宅扶助費というのを

御本人に市の方から手当として支給されております。それを自動的に市の方から県の方に納付していただくということでございますので、御本人に一応こういった形で県の方に納入いたしますのでというふうな、了解といたしますか、そうしたことを伝えて進めているということでございます。

○馬場成志委員長 実質できているということと理解していいですか。

○澤井住宅課長 はい。

○大西一史委員 実質できているというか、恐らく同意を得なくて本当は裁量でやっているところを丁寧にやっているというようなことですか。これはそれぞれいろいろあると思うんですが、生活保護世帯に対しては、最低限生活ができるようにするという意味での生活保護費であるというような部分もあるかもしれませんが、住宅扶助ということでもう入っているわけですか、その部分も。ということは、そこはきちっと払ってもらわなければならないというところはあります。

それともう一つ、やっぱりこれ、福祉事務所なりケースワーカーなりが、ある程度生活保護世帯に対しての状況把握というのはきちっとできているはずなんです。このケースワーカーとのコミュニケーションというんですか、払える度合い、あるいは生活できるかできないかというその辺の度合いについて、しっかりやっぱりその辺を見きわめて、これは住宅課だけじゃなくて、ちょっとお願いしたいんですが、各課でそれぞれ生活困窮ということで何名か出ていますけれども、その生活困窮の度合いだって違うわけですか。生活困窮と一くりに言いますが、多分各課での生活困窮の基準というんですかね、判断というのは随分異なってくると思うんです。

その辺のことも、ある意味で未収金対策の全庁的なプロジェクトと申しますか、その対策チームみたいなものをつくって今やっておられるというふうに思いますので、どの程度までそこが踏み込めるものなのか。生活困窮者というのはこれからやっぱり、今経済厳しいですから、もっとふえてくる可能性があるんですよ。だから、そこに対しては、この法の解釈の部分も含めてですけれども、私も今条文をきちっと押さえているわけじゃないので、これ以上ちょっと申し上げられませんが、たしか2006年ぐらいにそういうふうなことになっていたというふうに思うんですが、そういったことも含めてできるだけ措置をきちっととっていただきたいということをお願いしておきます。

それともう一つ、要望と申しますか、お願いなんです。収入未済、全体に対してのことなんですけれども、いろいろ徴収強化であるとか、それぞれのセクションでやっておられて、何名臨時職員を増員したとかということをおっしゃっていますけれども、そこに人的コストと時間的コストが必ずかかっているということなんです。債権回収に対してどれだけ回収コストかけているのかということも、あわせて、この次年度以降、決算の特別委員会あたりでも、しっかりその辺を意識して御報告をいただきたいというふうに思います。

今回、馬場委員長の配慮と申しますか、こういう形で、かなり私たち委員にとっては非常に審議しやすいと申しますか、詳しく資料が出てきましたが、この程度は毎回出していたかぬとやっぱりいかぬというふうに私は思いますので、その点は、執行部の方には、特にこの収入未済、あるいは不納欠損をするというようなセクション、あるいは該当の課に関しては、その辺を徹底して詳細に出していただく、そのことによって次年度以降にそういったものが減少していくということ

につながっていくということだろうと私は思いますので、その点を強く要望しておきます。お願いします。

○馬場成志委員長 意見でいいですな。

○大西一史委員 はい。

○中原隆博委員 関連してよろしゅうございますかね。

今、大西委員がもうおっしゃったので申し上げることもないわけでございますけれども、やっぱりこの収入の未済額を少なくするとか、あるいはまた、徴収を推進、困難なところを何とかそこから取らなきゃならないということの基本的なイロハのイというのが、やはりこの徴収専門員、腕ききの、そして夜討ち朝駆けで行くような、そういった人でないとだめだと思うんですよ。

私の知っている方でも、見ておまして、ここに書いてあるように、専属嘱託職員なんというのは普通の人なんですよ。だから、そういう人たちが、そういうところに行って是非でも取ってくるということはちょっと難しいんじゃないかという認識を私は前々から持っておりました。その点について、やっぱりそういう人を派遣してやる場合には、もう少しよくよく面接の段階で精査して、本当にそういうことに対する意欲があるかないかというようなことも吟味しながらやっぱり採用してやっていただくという方法が大事じゃないかなというのを前々から思っていたこととございますので、それに対する何かお答えがあればお願いします。

○馬場成志委員長 お答えというか、だれか答える。

今の件については、今、中原委員がおっしゃったようなのが本当に当てはまる所と、本当にもうとんでもなく努力しておると

ころとあると思うんですよな。だから、その辺の効果が出ているというか、今おっしゃったような活動をやっておられる課との連携、また教えていただくなり何なりやって、すべてが今おっしゃったような話ではないというふうに思いますので、その辺をお互いで勉強し合って、今の御意見に沿うように頑張っていたきたいということ。

○村上寅美委員 関連で。今いい意見だと思うけれども、努力して成果が出ないということあるわけ、何でもね。さぼっているわけじゃないと。だから、システム自体も、嘱託制度とか、いろいろあるなら、OBとか、そういうのにたけた人間だけの、外郭団体じゃないけど、そういうような構築をしてやり方を変えないと、努力はみんなやるとるよ、努力は。しかし、成果が出ないだろうが。これは成果が出るためにどうするかということだから、ほとんどの意見だけど、システムを本気で、税務課長、税務だけじゃなくて、それは僕も言いたかったわけよ。それぞれが、もうワンパターン式でずっと来とるけん、過去から来とるからということじゃなくて、新たにどうすりゃいいかというようなことが、法が許す範囲内のことで方法論は変えることが大事だと思うよ。要望、要望、もう要らぬ。

○馬場成志委員長 中原委員。よかですか。

○中原隆博委員 いいです。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 それでは、これをもちまして質疑を終了したいと思います。

次に、次回の第9回の委員会では取りまとめを行いたいと思います。11月30日火曜日、本会議終了後、時間は改めてお知らせしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

す。

また、委員会が1回ふえましたため、決算の認否及び委員長報告(案)についての第10回委員会は11月定例会中に開催し、日程については、これも改めてお知らせしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これもちまして第8回決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長